



熊本県公報

第13464号
令和7年(2025年)
9月2日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託に係る一般競争入札参加資格等	(システム改革課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○指定介護サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 5
公 告	
○令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託に係る一般競争入札の実施	(システム改革課) 6
○令和7年度(2025年度)後期技能検定の実施	(労働雇用創生課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 12
○公共測量の実施	(監理課) 12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 13
○道路の位置の指定	(〃) 13
登 載 依 頼	
○熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 13
○熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末貸借に係る一般競争入札の実施	(〃) 14
○令和7年度(2025年度)熊本県警察通信指令システム構築委託及び貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定	(警察本部通信指令課) 17

告 示

熊本県告示第632号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

- 競争入札に付する事項
令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法

- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）9月12日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を含め定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第633号

平成23年（2011年）2月4日熊本県告示第110号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梶原	和水町大田黒	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第634号

平成27年（2015年）3月20日熊本県告示第267号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
関村-1	南関町関村	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
庄寺	南関町細永	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
内畑-1	南関町久重	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

須久手2	南関町細永	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
白坊(白坂)	南関町上坂下	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
南中山	南関町関下	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中前1	南関町細永	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西原2	南関町細永	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第635号

平成28年(2016年)3月25日熊本県告示第363号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下津原西-1	和水町下津原	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下津原西-1	和水町下津原	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
梶原	和水町大田黒	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
関村-1	南関町関村	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
庄寺	南関町細永	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
内畑-1	南関町久重	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
須久手2	南関町細永	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

白坊(白坂)	南関町上坂下	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
南中山	南関町関下	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中前1	南関町細永	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
西原2	南関町細永	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

(別図 1 から別図 1 0 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 3 7 号

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 3 月 2 5 日熊本県告示第 3 3 9 号 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定) で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項及び第 9 条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 9 月 2 日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
腹赤新町	長洲町腹赤	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 3 8 号

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 4 月 9 日熊本県告示第 3 6 2 号 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定) で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項及び第 9 条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 9 月 2 日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金屋5	荒尾市上平山	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 3 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第 7 条第 4 項及び第 9 条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 9 月 2 日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金屋5	荒尾市上平山	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
腹赤新町	長洲町腹赤	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第640号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）9月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	山西大津線	阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原 813番地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場 931番10地先まで	前	9.6 ～ 28.4	1099.3	歩道整備工事
				12.0 ～ 30.9	916.1	
			後	9.6 ～ 24.7	1099.3	
				12.0 ～ 30.9	916.1	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）9月2日

熊本県告示第641号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 t a t o	暮らしの看護・リハ t a t o	下益城郡美里町堅志田83番1号	令和7年（2025年）9月1日	訪問看護

熊本県告示第642号
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 t a t o	暮らしの看護・リハ t a t o	下益城郡美里町堅志田83番1号	令和7年 (2025年)9月1日	介護予防訪問看護

公 告

熊本県公告第508号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達の名称

令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託

(2) 調達に係る発注・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 調達に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 調達の内容

令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで

(6) 納入場所

仕様書による。

(7) 入札方式

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札により入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加す

るために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）9月12日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 仕様書の内容を満たしていることを証明できること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能性能等に関する仕様（仕様書別紙2）及び製品仕様書、カタログ等

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札をする場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年（2025年）9月26日（金）午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）9月26日（金）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）10月16日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）10月15日（水）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年（2025年）10月16日（木）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）10月15日（水）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送

付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の違い

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えるこ

とができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) 及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of the procured items:

Outsourcing of network system construction related to the human resource and payroll system in Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. October 16, 2025

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of
Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第509号

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により令和7年度 (2025年度) 後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年 (2025年) 9月2日

熊本県知事 木 村 敬

1 実施職種 (作業)

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

鍛造 (プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業)、半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板製造作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)、農業機械整備 (農業機械

整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製縫製作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業)、及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図C A D作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、義肢・装具製作(義肢製作作業及び装具製作作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)

- (3) 単一等級
製麺(機械生麺製造作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

- (4) 3級
造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図C A D作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

- 2 試験の方法
試験は実技試験及び学科試験によって実施。

- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

- (1) 実技試験
ア 実技試験の手数料
次の(ア)から(オ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額
(ア) (イ)から(オ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円
(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき13,700円
(ウ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円
(エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。))を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。))を受けている者(現に雇用されていいる者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。))、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。))、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(オ)において同じ。)である受検者((オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円
(オ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

- イ 実施期日
実技試験は、令和7年(2025年)12月5日(金)から令和8年(2026年)2月15日(日)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

- ウ 実施場所
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

- エ 問題の公表
実技試験の問題は、令和7年(2025年)11月28日(金)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

- (2) 学科試験
ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円
イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
----	---------	-----------

1級及び2級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工	令和8年（2026年） 1月25日（日）
3級	シーケンス制御、内燃機関組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	令和8年（2026年） 2月1日（日）
1級及び2級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	
単一等級	製麺、バルコニー施工	
3級	造園、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図	
1級及び2級	舞台機構調整	令和8年（2026年） 2月4日（水）
1級及び2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、義肢・装具製作	令和8年（2026年） 2月8日（日）
3級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類
- 本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。
- (ア) 運転免許証
- (イ) 個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）
- (ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- (エ) 特別永住者証明書又は在留カード
- (オ) 健康保険被保険者証
- (カ) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- (キ) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- (2) 提出先
- 熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期間

令和7年(2025年)10月2日(木)から令和7年(2025年)10月15日(水)まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は、簡易書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在申」と朱書すること。

なお、郵送による申請書は、令和7年(2025年)10月15日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、熊本県職業能力開発協会が定める方法により、納付するものとする。

なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、令和8年(2026年)3月13日(金)に熊本県庁ホームページに掲載する。

(2) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が令和8年(2026年)3月13日(金)以降に書面で通知する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第510号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字除ノ上1648番23

220.14平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市須屋264番地2 サンハイム合志302号

松岡 創汰

松岡 朋美

熊本県公告第511号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月2日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字除ノ上1648番235

224.91平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市須屋413番地1 トー・アルブルB棟202号

芹川 秀徳

芹川 睦美

熊本県公告第512号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県宇城地域振興局農地整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通

知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営涌井地区 地区界測量）	令和7年（2025年） 8月25日から 令和8年（2026年） 3月4日まで	下益城郡美里町涌井地内

熊本県公告第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字前田1364番、同1365番1及び同1366番1
4, 413.80平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第514号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県知事 木 村 敬

- 築造者の住所 菊池市西寺1834番地
- 築造者の氏名 株式会社アバンセ不動産
- 道路の位置 菊池市西寺字若宮原1604番4
- 道路の幅員 6.00メートル
- 道路の延長 31.75メートル
- 指定年月日 令和7年（2025年）8月19日
- 指定番号 熊本県指令北景建第114号

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第30号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 競争入札に付する事項
熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末貸貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、（2）の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)9月12日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第48号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)9月2日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末貸貸借
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 借入物品及び数量
熊本県立中学校及び県立特別支援学校の学習者用端末貸貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (5) 借入物品の仕様
仕様書による。
 - (6) 借入期間
令和8年(2026年)4月1日(水)から令和13年(2031年)3月31日(月)まで
 - (7) 納期限及び納入場所
仕様書による。
 - (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、当該契約は「熊本県公立学校情報機器整備事業補助金」(以下「県補助金」という。)を活用して調達するため、県から落札者への県補助金交付額を見込んだうえで、入札金額を算定すること。
 - (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- #### 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)9月12日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書、仕様適合確認書及び製品仕様書、カタログ等を令和7年(2025年)9月22日(月)午後3時までに熊本県教育庁教育政策課に提出し、機能等証明書審査結果通知書による承認を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る機能等証明書審査結果通知書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1)ア及びイに掲げる書類の電子データの容量が5メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)10月3日(金)午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から(1)イの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)10月3日(金)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)10月16日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)10月15日(水)午後3時まで電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)10月16日(木) 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)10月15日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

県補助金の交付決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経

- 過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 （3）の申出期限
- イ 提出場所 1（2）の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室
電話番号 096-333-2673
ファックス番号 096-384-1509
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity
Computer rental for learners of kumamoto prefectural junior high school and kumamoto prefectural special needs school
1,929 computers
- (2) Date and place to tender
Date: October 16th, 2025, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年（2025年）9月2日

熊本県警察本部長 佐藤 昭 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和7年度（2025年度）熊本県警察通信指令システム構築委託及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部生活安全部通信指令課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 熊本営業所
熊本市中央区新市街1番28号
- 5 落札金額
2,718,533,620円
（うち消費税及び地方消費税の額247,139,420円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）4月25日